

様式第3号ー① ※施設単位の報告様式

【施設単位の報告 記載例2】（賃金改善のイメージ例2）
（対象職員5人につき、4月から月5,000円／人の賃金改善を実施し、3月に令和7年12月～令和8年3月の4か月分相当の一時金等20,000円をする場合）（無床診療所で給付金の交付額は15万円）

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

① 開設者名を入力する
開設者：(例) 医療法人〇〇会 理事長 〇〇〇〇 島根診療所
② 診療所、訪問看護ステーション名を入力する
有床診療所の名称：(例) 医療法人〇〇会 ▲▲診療所 島根診療所
(制度上、令和8年3月1日時点でベースアップ評価料が届け出られなかった施設のみ)
令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無
給付金返還の有無 (右の③・④から自動判定 ×の場合返還が必要)
交付確定額 (自動計算) 150,000円
③ (該当がある場合のみ)
○または×を選択する
④ 「①：本給付金を活用した賃金改善の総額」に本給付金以外の補助金等を受けた金額があればその金額を入力する
①：本給付金を活用 150,000円
②：①のうち本給付金以外の補助金等を受けた場合その額 (直接入力) 0円
③：給付対象経費 (①-②自動計算) (千円未満切り捨て) 150,000円
④：賃上げ支援事業の給付額 (交付決定通知書に記載された額) 150,000円
⑤：給付金返還額 (④-③自動計算) (千円未満切り捨て) 0円

1. 賃金改善
(計算方法)
「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載してください。常勤の職員の常勤換算数は1としてください。
常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。)としてください。
(例) 常勤(所定労働時間 週40時間)1名と非常勤(週32時間勤務)1名の場合は、1+32/40=1.8人

賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(比較対象 は給付金による賃金改善 前の水準)	賃金改善の総額 (自動計算)
基本給の引き上げ	5人	5,000円	2ヶ月	5,000円	50,000円
毎月決まって支払われる手当の増減			令和8年4月 ~ 令和8年5月		0円
(給付金を充てず) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					0円
一時金または特別手当	5人	5,000円	4ヶ月分	令和7年12月 ~ 令和8年3月	100,000円
					0円

⑥ 賃金改善の内容を入力
(計算方法)
「③月数の期間中における対象職員数の延べ人数」÷「③月数」
例：(4月の対象職員5名+5月の対象職員5名)÷2ヶ月(4月～5月)
(計算方法)
「③の期間中における賃金改善の総額」÷「対象職員数の延べ人数」
例：50,000円÷(4月の対象職員5名+5月の対象職員5名)
(計算方法)
「③月数の期間中における対象職員数の延べ人数」÷「③月数」
例：(12月の対象職員5名+1月の対象職員5名+2月の対象職員5名+3月の対象職員5名)÷4ヶ月(12月～3月)
(計算方法)
「③の期間中における賃金改善の総額」÷「対象職員数の延べ人数」
例：100,000円÷(12月の対象職員5名+1月の対象職員5名+2月の対象職員5名+3月の対象職員5名)
(計算方法)
「対象職員の給付金による賃金改善前に比べた令和8年6月1日以降の賃金改善額の総額」÷「対象職員数の延べ人数」
例：5人分の6月の賃金改善額の合計25,000円÷6月の対象職員5名
2.0%超過の特例に係る本給付金の活用があった場合のみ、別紙(別シート)を作成
令和7年度に、令和7年3月31日時点の水準と比べて2.0%を上回るベースアップ(ベースアップ評価料・定期昇給を除く)をすでに実施したうえで、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分の補てんに本給付金を充てた場合は、その金額(別紙(別シート)から転記)

⑦ 賃金改善を実施した職種を選択する
⑧ 選択した職種のうち、賃金改善を実施した職員数を記入する
人数は「対象職員の常勤換算数」とし、1. 賃金改善の実施状況
①対象人数欄の計算方法で算出する

⑤ 賃上げ支援事業分の交付決定額を入力する
⚠ この欄に表示された金額が、給付金の余剰額であり、県への返還額になります。

2. 賃金改善を実施した職種とその人数 (1の内訳)

職種	賃上げ実施	人数
1 医師、歯科医師	○	1
2 看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)	○	2
3 歯科衛生士		
4 薬剤師		
5 事務職員	○	2
6 その他職種		